

標題 : 給与制度のアップデートに係る人事院関連通知の改正と春闘の要求事項の追加  
について  
発信番号 : 自治労情報2025第0015号  
発信日付 : 2025年2月12日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

給与制度のアップデートに係る人事院規則の改正については自治労情報2025第0013号にてお知らせしているところですが、2月12日付で関連する事務総長通知（給実甲）、局長通知等が出されましたので情報提供いたします。なお、関連資料については準備が整い次第、下記に示すファイル管理のフォルダに格納します。

また、人事院規則の改正事項のうち、とくに下記の2点については春闘期の要求事項の追加として取り組みと確認をお願いします。

#### 1. 人事院規則9-8の経験年数換算表等の改正について

経験年数換算表の改正については、中途採用者の初任給格付けに大きく関わるものであることから、下記の通り取り組みをお願いいたします。

##### （1）改正概要（別添資料参照）

この度の改正は、これまで運用で可能としてきた職務経験の100%換算について、「採用後の職務に直接役立つ職務経験か否かの統一的な基準に基づき評価すること」とし、評価されるものは原則100%換算することを明示」したものとなります。

規則の改正に伴い、給実甲において「各府省の特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけでなく、各府省に共通する職務に役立つ汎用的な能力（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事した期間も含まれる」旨が明記されました。また、給与局長通知では、「民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することが求められます」とされ、参考資料でQ&Aも示されています。

（上記の運用について示した人事院給与局長通知については自治労情報2022第0159号参照）

##### （2）今後の取り組みについて

総務省は、この件について自治体に対し通知を発出していませんが、自治労本部としては、人事院規則の改正を踏まえ、適切に対処するよう求める通知を出すべきだと考え、総務省・国会対策を進めています。結果については後日お知らせいたします。

県本部・単組におかれましてはすでに春闘方針を確立している時期かと存じますが、4月1日採用者の初任給格付けに関わる事項ともなるため、春闘の要求に追加で盛り込み、規則改正の取り組みをお願いいたします。

#### 【要求事項】

- ①人事院規則の改正を踏まえ、経験年数換算表を改正し、民間職務経験を100%換算とすること。
- ②経験年数換算表の改正を踏まえ、在職者調整を行うこと。

#### 2. 扶養手当の改正にかかる留意事項

この度の改正において、配偶者に係る手当が廃止されることとなりましたが、扶養親族として認定されていた配偶者が「重度心身障害者」としての扶養親族にも該当する場合は、「重度心身障害者」として認定し、扶養手当を支給することとなります。この場合、国では、改めて職員から扶養親族届の提出を受けることとしていることから、各自治体においても、届出の必要性について確認するとともに、手続きに漏れがないよう職員に周知をすることを求めます。

#### ○人事院HP：新たに発出された通知等（主なもの）の概要

[https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/kaisei/kaisei\\_tsuuchi/kaisei\\_tsuuchitop.html](https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/kaisei/kaisei_tsuuchi/kaisei_tsuuchitop.html)

#### ○資料掲載先

ファイル管理>自治労本部作成資料>各局作成資料>総合労働局>賃金資料>改正給与法等関連資料>2024年

添付ファイル :

人事院規則9-8新旧改め文\_別表第4経験年数換算表部分抜粋.pdf

250212\_給実甲第326号の一部改正について（通知）.pdf

250212\_民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用について（通知）.pdf